

令和7年度事業計画書

社会福祉法人 清和園

基本方針

介護老人福祉施設等を取り巻く環境は、過去にない大変厳しい状況が続いており、当法人としては法人本部の機能強化を図るため、事業企画推進室を新設し時代を見据えた事業推進を図るものとする。

介護報酬の収入増・安定を図るため、本年度は職員採用を最優先として職員体制を整えるとともに新たな利用者を確保し稼働率向上に努めたい。これまでと違う方法で職員確保と定着率を高めるために新設の事業企画推進室を中心に対応してゆくものとする

本年度は、経費削減目標を掲げ購買調達の適正化を推進するとともに、職員の労働環境を見直し整備したい。

経費削減のため昨年から取り組んできた給食業務の直営化について4月からセイワ松戸で開始し、10月からは養護・セイワ若松でも予定しており、少数の厨房職員で食材や機器を変えることで利用者に対応した食事提供が可能になる。

その他、今後は購入品を法人統一とし、スケールメリットを生かした価格交渉をすることで経費削減につなげていきたい。この点についても新たな部署により取り組んでゆくものとする。

以上のように経費削減を行いつつ、特養清和園の東館空調設備更新工事やセイワ習志野の照明機器LED化工事等大規模修繕工事にも取り組んでいく。

感染症に対しても未だ予断を許さない状況であることから感染対策を徹底し、感染拡大防止・予防に努力するものとする。

以上により本年度は、次の事項を重点目標とし、法人組織をあげて実施していくものとする。

記

1、介護保険法対象施設について

(1) 介護保険制度に伴う事業の完全実施。特に職員の賃金に大きくかかわる介護報酬の処遇改善加算は職員の働く意欲を継続する上で影響が大きいことから、法人内同一の考えのもと適正配分し、職員の定着を図る一助としたい。

稼働率を上げる為には、先ず職員の確保・定着化が最優先であり、法人本部の新設部署を中心に取り組むこととした。その上で特養の稼働率は95%以上を、在宅は80%以上を維持していきたい。

通所介護において1時間単位の基本報酬の設定により、帰宅が早まり減収となっていることから、通所介護の心身機能維持などの評価を得られるよう鋭意努力をしていきたい。特に大型通所施設については、稼働の安定に努めたい。

(2) 良質なサービスを提供するために必要な措置

① 良質な職員の確保と定着率の向上を目的とした職員の意識改革を図るための措置。

- ・ 職員の労働環境（所定外労働時間の適正管理及び削減）を適正にし職員の定着率を高める。
 - ・ 新採用常勤職員に入職祝い金 5 万円支給。
 - ・ 新採用常勤職員に新たに独立し借家借間し生計を立てる場合、距離用件を撤廃し支度金 20 万円支給。
 - ・ 職員からアンケートを取り、それにより職場環境を見直し改善し職員の定着に努める。
 - ・ 産業医・衛生管理者と連携しストレスマネジメント制度を継続し早期病院受診の促進等、健康管理面での強化を図る。
 - ・ 仕事上のコミュニケーションの円滑化。
 - ・ 職員の永年勤続表彰等、福利厚生を充実し働きやすい職場作りに努める。
 - ・ 委員会活動への参加や有給休暇の取得に対応するため職員の増員検討。
 - ・ 週 20 時間以上の短時間労働職員の社会保険への加入。
- ② 職員の計画的な研修の再構築
- ・ 感染症発症を想定した感染症対策研修の強化及び緊急時対応・安全な介護職の医療行為研修を実施。
 - ・ 新人研修、中途採用職員、指導者研修、現任研修の計画的な実施。
 - ・ 介護福祉士資格取得のため、年間通しての研修強化、及び希望職員には、実務者研修受講（受講料負担を含め）支援。
 - ・ 他の資格制度についても、援助の見直し。
 - ・ 非常勤職員に対する研修の徹底。
 - ・ 施設内研修、施設外研修への計画的実施。
 - ・ 各拠点の職員による研究発表会を実施。
- ③ 長期的な職員確保に向けて
- 小学生、中学生、特に高校生に向けた本法人施設の啓蒙活動を広げ高校生の採用に繋げてきたが、今後も人材不足の折、長期的な視野に立ち地方や海外からの職員確保に向け、住宅等住環境を整えていきたい。法人として確保した職員が将来自信をもって介護福祉士の受験ができることを目指し育てていきたい。
- 職員内定者の事前のアルバイト等の勤務について、安心して働けるよう環境を整える。
- (3) 各施設間相互の財政的・人的協力を通し、各施設の適正な運営、効率化を図る。

2、老人福祉法対象施設について

養護老人ホームは、措置施設であるが老人福祉法その他、一部の入居者はデイやヘルパー派遣を利用しており、介護保険法との係わりのある事を認識し、利用者が安心して安全な生活が送れるよう事業運営に当たるものとする。

ここ数年は行政等に働きかけているものの措置者が減少しており、介護保険施設のように利用者を自ら探し確保することで施設の存続につながることから、昨年度より導入した契約入所制度を推進していく。

また入所時点での重度者が増えてきているが、特養と連携して、よりよいサービスを提供でき

るよう職員一丸となり鋭意努力するものとする。

今後も行政・関係機関と連携し、職員の処遇向上を図るとともに稼働を安定させ経営を維持していくことに努める。

また職員の定着については、介護保険施設同様に働く意欲につながる体制を進めていきたい。

- (1) 行政からの委託による措置施設であるが、最近は虐待によるケースや様々な理由で早期の入所を依頼されることもあり、短期間の受入れが入所に結びつくこともあることから、あらゆる方法で入所の確保を図っていきたい。更なる養護の現状をPRできるように鋭意努力する。
- (2) 施設職員と施設外ヘルパーとの間の適正な業務調整を計り、より良質なサービスの提供と合理的な施設運営を図る。
- (3) 職員研修について、養護職員も介護老人福祉施設の職員研修への参加を継続して行う。
- (4) 安心して自立した生活が送れるよう組織をあげて利用者の身心等に対する支援策を強化する。
- (5) 宿直体制について、人手のない夜間の緊急時に的確な対処ができるよう訓練を強化し、非常時に備えたい。
- (6) 利用者からの預り金管理体制について
養護は施設の性質から預かる人数と金額が多く、その管理に細心の注意を払っているため、その業務量が多くなっている。事故防止対策とともに合理的な事務処理を図っていきたい。

3、その他の施設について

(1) ケアハウスヴィラ清和について

老人福祉法の理念に基づき、入所者の意思及び人格の尊重を基本とし、家族を始め地域、保健医療サービス、福祉サービスの提供者と連携し、適切なサービスの提供に努める。

(2) ケアハウスヴィラ美浜について

老人福祉法及び介護保険法の理念に基づき、利用者の意思及び人格の尊重を基本とし、特定施設サービス計画に基づき個々のニーズに適したサービスの提供に努める。

(3) ゆいまーる習志野グループホームについて

障害者総合支援法の理念に基づき、利用者の意思及び人格の尊重を基本とし、家族を始め地域、保健・医療・福祉サービスの提供者と連携し、適切なサービスの提供に努める。

本年度はコロナの緩和により、外出行事等を元に戻していきたい。

4、財務の透明化（新会計基準での処理）

事業の経営が大規模になり新会計基準により会計処理を一元化している。制度改革により、本法人は一定以上の収入がある法人として平成29年度より会計監査人による監査が年間通して計画的に実施され、指摘事項を速やかに改善することにより財務の透明化に努めている。今後も監査法人による監査に協力していくものとする。

- (1) 月次報告を会計事務所にチェックしてもらい、報告を受け正確なものにしている。更に会計の法人内部監査において、チェック機能の強化を図り、正確な会計処理に努めるとともに財務の透明化を計り決算報告のホームページ等での公表を継続する。

5、防災体制の強化（危機管理対策委員会 防災・防犯対策部会）

あらゆる災害を想定した防災訓練の見直し、BCPを策定しており、それを基にした訓練を法人全体で実施していく。

- (1) 東日本大震災を教訓に備蓄品を7日間分にしている。購入器具等常に使用できるよう定期的に点検等を実施し、食料品については長期にわたる場合も考慮し献立も飽きのこない内容にする等工夫するとともに、水は用途も多く不足しがちのため備蓄量の見直しを図り、食数についても職員の帰宅困難者に備えた数とする。また医薬品や関連器具なども十分に備えておく。
- (2) 停電等による通信機器の障害に備え、パソコンのネットワークをオンラインにしておく。
- (3) 法人全体が使える防災倉庫をセイワ松戸に設置しており、非常災害時必要なポータブル電源2台他を本部として備えている。今後も計画的に整備していく。

6、情報の発信・情報開示について

法人・施設の情報発信・情報開示の手段として、ホームページを利用している。

外部から問い合わせも多くなっていることで、ホームページを利用し、施設からの情報発信を頻繁に更新し、施設の利用等の相談を速やかにして、職員採用に向け求人対策を強化できるように努めたい。(情報管理委員会)

7、法人運営と各施設事業との調整を図る。

- (1) より良い法人機能の見直しと強化のため、法人本部事務局に専従の事務員を置き、法人一括管理を計画的に進めてきた。会計については昨年度から全事業を集中管理しており、統一した考えのもと理事長や施設管理者に本部から情報提供できる体制とする。
- (2) 規程については、施設ごとに解釈の違いがないよう、改正の際、規程規則管理委員会から統一された解釈通知を出し、関係職種には重ねて説明をしており、今後も実施に即した諸規程の見直しを図る。(規程規則管理委員会)
- (3) 各事業収支状況等の分析、過去との比較により経営の実態を定期的に役員等に報告する。
- (4) 人材確保のため公的な雇用確保手段を問わずあらゆる機会を捉え今後も取り組んでいく。
- (5) EPA及び留学制度、技能実習等、今後の外国人を雇用する手段については、情報収集に努める。
- (6) 現雇用者の人材育成について、コロナ禍であるため、拠点ごとに研修研鑽に努め雇用の定着を図る。
- (7) 新採用職員、次世代育成研修について各拠点で実施されているが、本年度は本部からの研修の強化を検討していきたい。
- (8) 高額な契約については、法人の契約ルールに則り、適正な価格に努めるものとする。
- (9) 内部監査については、監査内容を入念に作り上げての法人内の職員による監査であり、業務管理体制の基本の再認識等、他の施設を監査することによる成果は上げており、今後も着実に積み上げていきたい。(施設管理委員会)

8、地域、ボランティアの効果的活用について

本法人の介護保険施設は、従来も各種ボランティアの協力を得てきたところで、コロナ禍が明けたら、より一層地域・ボランティアの協力が得られるよう認識し、施設が良質のサービスを提

供し続けるためにも好ましい関係のあり方について検討を重ねていきたい。

9、感染症対策について

各種感染症の予防については、職員への研修を繰り返し実施するとともに、コロナが第5類に移行し、表面上は沈静化してきたことから面会制限が緩和されてきた。またインフルエンザについては感染を防ぐための予防接種を実施している。予防対策（各施設における対応への判断目安を法人全事業共通事項とし、施設内に入る職員を含め外部の方の検温・手指消毒する等）を万全にし、徹底している所だが、感染者が出た場合事業の休止、介護体制等も考慮しておくものとする。また、ノロウイルス、疥癬、新型コロナ等の対策マニュアルについての周知徹底を図る。

- (1) 全職員へ感染症予防の研修を徹底し、マスク着用、手洗いの徹底、うがいの励行等職員個々の健康管理に努める。
- (2) 消毒用の洗剤や清掃用具の徹底した清掃に努める。
- (3) 加湿器、感染源となるウイルスなどを除菌・浄化する効果のあるイオン発生機等を利用する。
- (4) 法人内での職員の支援体制も、養護とセイワ若松、特養清和園、セイワ美浜、セイワ習志野、ゆいまーる習志野、セイワ松戸がそれぞれ組みお互いをサポートする体制ができているが、それ以前に拠点内でも、在宅を休止し、特養等への支援体制も考慮する。

以上により、介護と医療を一体化させ、利用者・家族の皆様に信頼していただける安全・安心で良質のサービスを提供できるよう一層の努力をしていきたい。